東京都保健医療局非常勤職員募集要項（会計年度任用職員）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 職名 | 医療施設体制確保事務専門員 |
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員 |
| 任用期間 | 令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで  ※１　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。  なお、期間を定めた任用であり、令和８年４月１日以降の任用を保障するものではありません。  ※２　任用後１か月は条件付採用期間となります。ただし、任用後１か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用の期間を延長します。 |
| 勤務職場 | 保健医療局医療政策部救急災害医療課  （東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　都庁第一本庁舎２８階南側） |
| 職務内容 | 医療施設自家発電設備整備事業に係る補助金業務・実施状況調査、その他の災害医療に係る補助金・調査業務、資料の作成、整理等 |
| 応募資格・求められる能力 | （１）パソコン（Excel・Word等）の基本的な操作能力を有し、データ入力・図表作成等の資料整理が支障なく行え、これらを使用した業務経験があること。  （２）窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇かつ正確な対応を行うことができること。  （３）関係機関等との連絡調整や対外的な交渉・折衝において、円滑なコミュニケーションが行えること。  （４）心身ともに健康で、東京都の医療施策などの仕事に関心があり、前向きに取り組む意欲を有するとともに、年間を通じて職務を全うできること。  （５）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること |
| 勤務日数 | 月１６日 |
| 勤務時間 | 原則として、８時３０分から１７時１５分まで又は９時００分から１７時４５分まで  ※　本人の希望を確認したうえで、所属長が決定します。  ※　所定勤務時間を超える勤務の有無：有  （業務の必要上やむを得ない場合） |
| 休憩時間 | １２時００分から１３時００分まで |
| 休暇等 | （有給）  年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇  （無給）  　妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業  ※　一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 |
| 報酬額 | 月額　２０１,６００円  通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月）  ※１　原則として月の１日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給  ※２　一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給  ※３　年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり |
| 社会保険 | 共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無：有  （一定の要件を満たした場合） |
| 応募方法等 | （１）応募書類  　　　「会計年度任用職員申込書」（第１号様式）  　　　※　応募書類は、選考及び採用の連絡など、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。  　　　※　志望動機欄に、志望動機と併せて、今までの職務経験、資格やパソコンスキル等を当該業務にどのように活用していけるか、考えを記入してください（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。  　　　※　連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記入してください。  　　　※　その他配慮が必要な事項（育児、介護等）がある場合は、特記事項・自由意見欄等に記入してください。  （２）応募方法  　　　応募書類を下記宛先まで郵送又は持参してください。  　　　【宛先】  　　　　〒163-8001  　　　　新宿区西新宿２－８－１　都庁第一本庁舎２８階南側  　　　　東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課　災害医療担当  （３）応募期限  　　　令和７年２月７日（金曜日）まで（必着）  　　　※　持参の場合の受付時間は、午前９時から午後５時まで（土曜  日、日曜日及び祝日を除く。）  （４）選考方法  　　　第一次選考　書類審査  　　　第二次選考　面接  　　　※１　第一次選考の結果は、合格者のみに通知します。その際、第二次選考（面接）日程等の詳細について連絡します。  　　　※２　第二次選考の結果は、合否にかかわらず全員に通知します。  　　　※３　選考結果等に関する問合せには、一切応じません。 |
| 問い合わせ | 保健医療局医療政策部救急災害医療課  岡田・内藤（直通０３－５３２０－４４４５） |

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。